

令和8年熊本地震における 被災者ならび被災地支援について

2026年7月29日
株式会社エイブル

令和8年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

株式会社エイブル(本社:東京都港区、代表取締役社長:吉田 晴雄、以下「エイブル」)では、災害救助法が適用された地域から、被災または被災地からの避難を理由として、下記店舗(直営店・フランチャイズ加盟店)においてお部屋探しをされるお客様に対し、次のとおり支援を実施させていただきます。

記

1. 支援内容

賃貸契約の仲介手数料の免除(半月分)

2. 災害救助法適用地域(法適用日 令和8年7月28日)

適用市町村は、内閣府発表の以下のページにてご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

3. 対象者

罹災(りさい)証明書、被災届出証明書を所持または申請されている方

4. 期間

令和8年7月29日から同年10月31日迄の賃貸借契約締結分

5. 対象店舗

九州全域のエイブル直営店およびエイブルフランチャイズ加盟店

6. 本施策に関するお問合せ先

弊社ホームページよりご参照ください。

URL: <https://www.able.co.jp/>

皆様の安全と被災地の早期復興、そして被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することを
お祈り申し上げます。

【メディアからのお問合せ先】

株式会社エイブルホールディングス 広報室

TEL:03-5770-2618 FAX:03-5414-0675 MAIL:pr@able.co.jp